特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
2	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

茨城県知事は、県税の賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	・茨城県は、県税の賦課徴収に関する事務において税務総合オンラインシステム（以下「税務システム」という。）を使用している。 ・税務システムでは、内部の不正利用を防止するため、職員の担当業務に応じて必要最小限度の権限を設定し、ユーザ権限を管理するとともにユーザID、利用画面、利用日時等をアクセス記録としてログ管理し、必要に応じた分析を行っている。

評価実施機関名

茨城県知事

公表日

令和8年10月22日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法等に基づく県税の賦課徴収に関する事務
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及び茨城県県税条例等に基づく地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査に関する事務。 ・課税事務：納税義務者からの申告等に基づき県税を課税する事務 ・収納事務：県税の収納、還付、充当等を行う事務 ・滞納事務：県税滞納者への催告や滞納処分等を行う事務 ・税あて名事務：納税義務者のあて名情報の特定や突合等を行う事務
③システムの名称	税務システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
県税クラウドサービスデータベースファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下、「番号法」という。）第9条第1項　別表の24及び133の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表49の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	茨城県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒310-8555茨城県水戸市笠原町978番6　茨城県総務部税務課　029-301-2435

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒310-8555茨城県水戸市笠原町978番6　茨城県総務部税務課　029-301-2435

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　30万人以上　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び全項目評価書　]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[　]接続しない（入手）　[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業	[　　]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・特定個人情報を本人または代理人から入手する際は、真正性の確認において、本人確認の措置の際に提示された個人番号カード、通知カード等の書類を確認することにより、特定個人情報入手の段階において、その正確性を確保している。 ・窓口で特定個人情報を入手する際には、仕切り等によって周りの目に触れないようにし、受領後も物理的に一般の方の手に届かない場所に保管するよう取扱いを定めるなど、受け取った書類の一時保管場所、保管方法を具体的に定め、書類の管理を徹底している。 また、郵送で申請する際には、「提出先所属名」、「担当部署」、「税目」等を申請者に明記させ、誤送の防止を図っている。 ・特定個人情報が記載された文書については、パーテーションや受付棚等によって、物理的に外部から手の届かない場所に保管している。事務処理後は、施錠管理した書庫で保管している。 ・保存期間を過ぎた申告書等の紙媒体の特定個人情報については、裁断、溶解処理により処分している。	

9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成27年4月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	時点修正
平成28年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成27年4月1日時点	平成28年6月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月6日	Ⅰ関連情報 5.評価実施機関における担当	税務課長　神永卓也	税務課長　小野　一浩	事後	人事異動
平成29年7月6日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	時点修正
平成29年7月6日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成28年6月1日時点	平成29年6月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月6日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	時点修正
平成30年7月6日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成29年6月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	平成30年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	500人未満	500人以上	事後	時点修正
令和1年6月25日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	平成30年6月1日時点	令和元年6月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和元年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	500人以上	500人未満	事後	時点修正
令和2年7月7日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和元年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点修正
令和3年7月14日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和2年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月28日	Ⅰ関連情報 3.個人番号の利用　法令上	・番号法第9条第1項並びに別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を	・番号法第９条第１項並びに別表第一の16の項及び99の項	事後	法令改正及び評価書作成指針による修正
令和4年10月28日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークによ	・番号法第19条第7号並びに別表第二の28の項	・番号法第19条第8号並びに別表第二の28の項	事後	法令改正及び評価書作成指針による修正
令和4年10月28日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点修正
令和4年10月28日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	時点修正
令和5年12月22日	表紙 個人のプライバシー等の権利	・茨城県は，県税の賦課徴収に関する事務において税務総合オンラインシステムを使用して	・茨城県は、県税の賦課徴収に関する事務において税務総合オンラインシステム（以下、「現	事前	次期税務システム導入に伴う記載の修正
令和5年12月22日	表紙 個人のプライバシー等の権利	・税務総合オンラインシステムは，内部の不正利用を防止するため，職員の担当業務に応じ	・現行税務システム及び次期税務システムでは、内部の不正利用を防止するため、職員の	事前	次期税務システム導入に伴う記載の修正
令和5年12月22日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを	税務総合オンラインシステム，統合宛名管理システム，中間サーバー，国税連携システム，住	現行税務システム、次期税務システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、国税連携	事前	次期税務システム導入に伴う記載の修正
令和5年12月22日	Ⅰ　関連情報 2．特定個人情報ファイル名	税務総合オンラインシステムデータベースファイル	【現行税務システム】税務総合オンラインシステムデータベースファイル	事前	次期税務システム導入に伴う記載の修正
令和5年12月22日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用	・番号法第9条第1項並びに別表第一の16の項及び99の項	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5	事後	記載の詳細化
令和5年12月22日	Ⅱしきい値判断項目 1．対象人数	令和4年6月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	時点修正
令和5年12月22日	Ⅱしきい値判断項目 2．取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年7月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	表紙 個人のプライバシー等の権利	・茨城県は、県税の賦課徴収に関する事務において税務総合オンラインシステム（以下、「現	・茨城県は、県税の賦課徴収に関する事務において税務総合オンラインシステム（以下「税	事後	税務システム稼働開始に伴う記載の修正
令和7年1月31日	Ⅰ　関連情報 1．特定個人情報ファイルを	現行税務システム、次期税務システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、国税連携	税務システム、統合宛名管理システム、中間サーバー、国税連携システム、住民基本台帳	事後	税務システム稼働開始に伴う記載の修正
令和7年1月31日	Ⅰ　関連情報 2．特定個人情報ファイル名	【現行税務システム】税務総合オンラインシステムデータベースファイル	県税クラウドサービスデータベースファイル	事後	税務システム稼働開始に伴う記載の修正
令和7年1月31日	Ⅰ　関連情報 3．個人番号の利用	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5	事後	法令改正による修正
令和7年1月31日	Ⅰ　関連情報 4．情報提供ネットワークシス	・番号法第19条第8号並びに別表第二の28の項	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するた	事後	法令改正による修正
令和7年1月31日	Ⅰ　関連情報 9．規則第9条第2項の適用	－	（項目追加）	事後	特定個人情報保護評価書作成指針改正による修正
令和7年1月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和5年7月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数	令和5年7月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	時点修正
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　8．人手を介在させる作業	－	2）十分である	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年1月31日	Ⅳ リスク対策　8．人手を介在させる作業　判断の根拠	－	・特定個人情報を本人または代理人から入手する際は、真正性の確認において、本人確認	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年10月2日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数	令和6年10月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	時点修正
令和7年10月2日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年10月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	時点修正
令和8年10月22日	Ⅰ　関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒310-8555茨城県水戸市笠原町978番6　茨城県総務部税務課	〒310-8555茨城県水戸市笠原町978番6　茨城県総務部税務課　029-301-2435	事後	記載の詳細化
令和8年10月22日	Ⅱ　しきい値判断項目 1．対象人数 いつ時点の計数か	令和7年7月1日時点	令和8年8月1日時点	事後	時点修正
令和8年10月22日	Ⅱ　しきい値判断項目 2．取扱者数 いつ時点の計数か	令和7年7月1日時点	令和8年8月1日時点	事後	時点修正